

第 166 回国会における最低賃金に係る主な質疑

第166回国会における最低賃金に係る主な質疑

○最低賃金制度の見直しについての基本的考え方

- 1／29 松本剛明議員（民主） 2／13 志位和夫議員（共産）
2／23 増原義剛議員（自民） 2／23 糸川正晃議員（国民）
3／19 小林正夫議員（民主） 5／24 糸川正晃議員（国民）
6／20 古屋範子議員（公明）

○地域別最低賃金を時間額1,000円以上とすべき

- 1／30 志位和夫議員（共産） 3／20 福島みずほ議員（社民）
5／22 小池晃議員（共産） 5／24 笠井亮議員（共産）
6／8 高橋千鶴子議員（共産）

○全国一律最低賃金とすべき

- 1／30 志位和夫議員（共産） 5／22 小池晃議員（共産）

○全国最低800円を1つの目安にすべき

- 3／1 松本剛明議員（民主）

○ナショナルミニマムを法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せすべき

- 5／24 重野安正議員（社民）

○全国一律1,000円は理想論で中小企業を圧迫するのではないか。通常の賃金支払能力も考慮し、地域の経済力に見合ったものとすべき。

- 3／19 白浜一良議員（公明） 5／24 江田康幸議員（公明）
6／1 新井悦二議員（自民） 6／1 古屋範子議員（公明）
6／20 石崎岳議員（自民）

○地域別最低賃金を労働者の平均的所得の5割を目標とすべき。

- 2／13 志位和夫議員（共産）

○生活保護との整合性を図るべき

- 3／12 前川清成議員（民主） 3／19 白浜一良議員（公明）
5／24 江田康幸議員（公明） 6／1 新井悦二議員（自民）
6／1 古屋範子議員（公明） 6／6 細川律夫議員（民主）
6／6 長妻昭議員（民主） 6／13 福島豊議員（公明）

- 生活保護との整合性の考慮によりどの程度上がるのか
 - 2 / 2 1 細川律夫議員（民主） 5 / 9 岡崎トミ子議員（民主）
 - 5 / 2 2 小池晃議員（共産） 5 / 2 4 園田康博議員（民主）
 - 6 / 6 細川律夫議員（民主） 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

- 諸外国の最低賃金と比較して低いのではないか
 - 2 / 2 3 糸川正晃議員（国民） 6 / 1 古屋範子議員（公明）

- 最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすべき
 - 5 / 2 4 園田康博議員（民主）

- 中小企業対策とセットで最低賃金の抜本的引上げを図るべき
 - 2 / 1 3 志位和夫議員（共産）

- 成長力底上げ戦略における引上げの考え方
 - 6 / 2 0 石崎岳議員（自民）

- 中小企業の生産性向上に向けた取組みの基本的考え方
 - 6 / 2 0 古屋範子議員（公明）

- 中小企業への影響とは具体的に何か
 - 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

- 地域の中小企業の労働者の賃金引上げにより地域経済への波及を図るべき
 - 6 / 8 高橋千鶴子議員（共産）

- 成長力底上げ戦略推進円卓会議と最低賃金審議会との関係について
 - 2 / 2 1 細川律夫議員（民主） 6 / 6 園田康博議員（民主）
 - 6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○松本剛明君

労働政策審議会は、地域別最低賃金の決定基準として生活保護との整合性も考慮すべきと提案を
しています。民主党は、地域別最低賃金が生活保
護水準を超えた金額となるよう、千円を目指して
引き上げることを提案いたしますが、最低賃金制
度の抜本的な見直しについて、安倍総理の見解を
伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金制度の見直しについてお尋ねがありま
した。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃
金制度がセーフティネットとして十分に機能す
るよう、地域別最低賃金について生活保護との整
合性も考慮することを明確にすることをしております。

また、不払いに係る罰金額の上限を大幅に引き
上げるとともに、労働者が監督機関に対して申告
した場合、不利益な取り扱いを行うことを罰則を
もって禁止することとしており、これにより実効
性が強化されるものと考えております。

なお、最低賃金額を御指摘のように単純に大幅
に引き上げることについては、中小企業を中心と
して、労働コスト増により事業経営が圧迫される
結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実
的と考えております。

○志位和夫君

三つ目は、最低賃金を抜本的に引き上げることです。

日本の地域ごとの最低賃金の平均は、時給にしてわずか六百七十三円、労働者の平均賃金のわずかに三二%、主要国では最低の水準です。年収二百万円ラインに達するためには、年間約三千時間、過労死ラインを上回るような働き方をしなければなりません。

総理は、最低賃金のこの水準についてどう考えますか。憲法二十五条に明記された生存権の保障から見て余りに低い水準であり、抜本的な引き上げが必要だと考えませんか。

全労連も連合も、ナショナルセンターの違いを超えて、労働団体は、最低でも時給千円以上の賃金を要求していますが、我が党は、この要求を強く支持します。

ヨーロッパ諸国は、最低賃金を、当面、労働者の平均所得の五割に引き上げ、六割を目指すことを決め、アメリカでも、大幅に最低賃金を引き上げようとしています。この世界の動向に照らしても、最低賃金を労働者の平均所得の五割の水準まで引き上げることが目標で、当面、時給千円以上に引き上げることが合理的な根拠があると考えます。

日本共産党は、最低賃金を抜本的に引き上げ、世界の大多数の国々が既に実施しているように、全国一律の制度とすることを強く要求します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金についてお尋ねがありました。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にいたしております。

最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的である、このように考えております。

また、全国一律の制度とすることについては、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、適当でないと考えます。

○福島みずほ君

社民党は、どこでどんな仕事をしていようと最低時給千円以上を保障するよりの法制度を提言しています。しかし、この提言を実現しても、年に二千時間以上働いても年収二百万円です。少なくとも年収二百万円以下の人をなくしていくことが今の社会に求められているのです。総理はこのよきな提言を裏行していく考えをお持ちですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

最低賃金についてのお尋ねがありました。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にしております。最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることは、中小企業を中心に大幅に引上げることについては、中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的であると考えます。

○志位委員

第二の問題ですが、最低賃金の問題について伺いたい。

日本における貧困の広がり、子供の貧困の広がり、土台に、最低賃金が世界でも最低水準になっているという問題があります。日本の地域ごとの最低賃金は、時給にしてわずかに平均六百七十三円です。これでは、仮に、年間三千時間、一日十二時間、過労死ラインを上回るような働き方をしても年収は二百万円程度で、二人世帯なら貧困ライン以下になってしまいます。

最低賃金とは、この賃金で働かせてもいいですよと言っている国がお墨つきを与える制度であります。その水準が貧困を避けるか過労死を避けるかという二者択一というのは、私は大変な問題だと思えます。

私は、総理にこの最低賃金の問題についての基本的な考え方を伺いたいと思えます。

もう一枚見ていただきたいんですが、これは、労働者の平均的所得に対する最低賃金の比率の国際比較のグラフであります。ごらんになっていただければわかるように、ヨーロッパ諸国では既に四割台を超え、五割を超えている国もあります。アメリカも最近最低賃金を大幅に引き上げる方針を決め、引き上げようとしています。そういう流れの中で、赤い棒が日本ですが、ひとり日本だけが取り残され、三二%という、最低賃金が世界でも最低水準の国になっております。

OECDなど世界で広く採用されている国際基準でいいますと、国民の平均的所得の五割以下が貧困世帯とされます。ヨーロッパ諸国は、最低賃金を当面労働者の平均的所得の五割に引き上げ、さらに六割を目指すことを決めています。それは、最低賃金で働いても貧困にならない社会が、目指すべき当たり前の社会だと考えられているからであります。

我が国でも最低賃金についてこうした考え方をとるべきではないのか。最低賃金で働いても貧困にならない社会、すなわち、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標に抜本的に引き上げるといふ考え方に立つべきではないのか。現在は平均的所得のわずか三二%です。この最低賃金を五

割を目標に引き上げるとしますと、時給で大体千円程度になります。時給千円というのは、金労連や連合などが労働団体やナショナルセンターの違いを超えて共通して要求している額ですが、我が党は、それには合理的根拠があると思えます。

これは総理に伺います。基本的考えです。最低賃金で働いても貧困にならない社会を目標にする、そのために、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標とする。仮にこの水準がすぐに実現できなくても、考え方として五割を目標に掲げることが当然だと考えますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識しております。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしております。

また、ただいま委員がおっしゃった、全国一律に千円にしようということですが、これはやはり、現実面を見ても、中小企業を中心に、労働コスト増によって事業経営が圧迫された結果、かえって雇用が失われるということになる可能性の方が高いのではないかと、非現実的ではないかと私は思っています。そしてまた、全国一律ということとは、これはやはり、地域によって物価の水準に差がありますし、また生計費も異なっているわけですので、適切ではないのではないかと、こう考えております。

いずれにせよ、今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講じてまいりたいと考えています。

○志位委員 抜本的に引き上げると中小企業の経営を圧迫するというところをおっしゃいました。私は、最低賃金の抜本引き上げを中小企業の経営を応援する政治と同時に並行で進めるべきだ、こう思っています。

中小企業の経営の圧迫と言ったものでしたら、今問題になっているのは、例えば大手親企業による単価の買いたたきなど、下請いじめを横行させている政治の責任が問われると私は思っています。例えばあのトヨタの場合、部品関連メーカーなど二次、三次、四次などの下請企業に対して、乾いたタオルを絞るとまで表現されるコストダウンを要求しています。ある部品メーカーの二次下請は、韓国価格と大きく表示された注文書で発注されたといっています。韓国並みの賃金でやれということですよ。アジア価格とか中国価格などの発注もされるといいますが、日本一の大もうけを上げている巨大自動車産業が、下請に対して最低賃金を全く無視した賃金を前提にした単価を要求している。こうした下請いじめの無法をやめさせることが必要ではないか。

また、政府が進めてきた規制緩和と万能論というのは、中小企業を本当に痛めていっています。大型店舗の出店が野放しになった結果、全国の地元の商店街が荒廃させられ、どこでもシャッター通りです。タクシ業界に規制緩和を押しつけられた結果、タクシ労働者の収入は激減し、多くは最低賃金ぎりぎりの生活を強いられています。平均賃金が地域の最低賃金を下回っていると推定された果が、宮崎、大分、高知、鳥根の四県あります。官略のタクシ労働者の時給、御存じでしょうか。時給換算わずか五百十八円です。地域最低賃金の六百六円よりもはるかに低い水準で労働を余儀なくされている。中小企業を痛めつけている規制緩和と万能論を抜本的に見直すことが必要じゃないでしょうか。

私は総理に聞きたい。最低賃金の抜本引き上げを、今述べたような中小企業の営業を守る政策に本腰を入れて取り組むことと同時に並行に進めるべきじゃないでしょうか。そうすれば、最低賃金の引き上げは、労働者の収入をふやし、消費をふやし、地元の中小企業の売り上げ増につながり、そして日本経済を草の根から温めていく力にもなるでしょう。最低賃金の抜本引き上げと同時に並行で中小企業の営業を応援する政治に切りかえるべきだ、これは同時に並行でやるべきだ。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私たちがやろうとしていることは、まさに、最低賃金を四十年前ぶりに改正するということと、中小企業を支援していく、中小企業の生産性を上げていく、あるいは地方の中小企業を支援していく、地方の中小企業において地場産業としていろいろな特性を生かしているのあれば、それを応援していく、そういうことにおきまして、私どもはまさに、この最低賃金の改正と中小企業の支援を同時に行っていきたいと考えております。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本的引き上げはやらないと言っているわけでしょう。生活保護の水準に見合ったものには、その程度にしか引き上げないと言っているわけでしょう。私が言っているのは、五割の水準を目指すべきだ。そうしなかつたら、最低賃金で働いても貧困から抜け出せない社会なんですよ。それではいけないということを私は申し上げた。

なぜ抜本的引き上げということが言えないのか。もう一回答えてください。

○安倍内閣総理大臣 私どもはまさに四十年前ぶりの改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われぬようにしなければならぬ。そこも私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であつてはならない。東京と地方とでは、物価も全然違うわけでありまして、かかる生活費も違う中において、そしてその中で地方がその地域の特性を生かして、強さを生かして頑張っているのであれば、その強さを奪ってはならない、私はこのように思います。

○志位委員 四十年ぶりの最低賃金制の改定だと言われました。最低賃金制度が創設されたのは一九五九年ですけれども、時の首相は岸信介首相でありました。

創設の際にもこれと同じような議論があったんですよ。すなわち、最低賃金制度をつくるよりも中小企業対策を先行させるべきだ、中小企業を圧迫するから最低賃金はふさわしくないという議論があったんですよ。それに対して当時の岸首相は、国会答弁でこう言っている。むしろ並行して進めるべきだ、この制度が施行されて、中小零細企業の劣悪な労働条件が改善され、能率も上がり、事業も安定し、過当の競争もなくなるといふことがむしろ中小企業の対策としても効果があるし、それによって混乱を生ずることはないと考えておりますと述べております。私、立場は違いますが、見識ある発言だと思えます。引き継ぐと言うのだったら、こういう見識こそ引き継ぐべきではないか。

一律の制度は適さないと言いました。しかし、全国一律の制度をつくって、地域ごとに上乘せしただけなんです。私は、格差と貧困の度合い、これを土台から正していくためにも、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律の制度にすることが本来に強く求められていると、こういうことを強く求めて、質問を終わりにいたします。

○細川委員 細かいことについては今後の法案審議のところで議論をしてまいりたいというふうに思います。

そこで、あとまた有期労働契約なんかについてもちょっとお聞きしたいと思つたんですが、時間がだんだん来ておりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとつての安全網として十分に機能するよう、生活保護との整合性も考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するというふうに言っておられます。現在の最賃は地域によっては生活保護を下回っているというところの問題が指摘をされているところでございます。私たち民主党は、現在の目安制度を改めて、全国一律の最低賃金を決めることができるように法改正をして、一時間当たり全国平均千円を目指そう、こういう提案をしようとしているところでございます。

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、国民が今一番知りたいというが、知りがつていことは、大臣が所信表明で述べられた最賃の制度を、生活保護との整合性があるように上げていく、こういうことを言われたんだけれども、では、実際に幾らに上がるのかということが最も関心があるだろう。最近五年間で地域の賃金は四円から五円しか上がっていないわけでございますから、地域の最賃だからわからないというふうな、そういうふうにお答えをしないように、どの地域だつたらどういふふうに変化があるからこの程度上がるんだ、最賃はこの程度上がるんだと具体的にだれが示していただけないか。そうでないとわからないんですよ。

○柳澤国務大臣 私が所信でも述べさせていたいただきましたように、最賃制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応する中で、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められている、このように考えております。

このため、今国会に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のよう生活保護との整合性も考慮することを明確にすること、それからまた、不払いに係る罰金額の上限を引き上げることとしておりまして、そうしたことによつて、最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することと考えております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行っていただき、現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切な引き上げ等の措置を講じてもらえるものと期待をしております。

○細川委員 今私は、多分そういうような御答弁になるのではないかとこのことを予想して、その先回りでお聞きをしたわけですが、どうですか、具体的な金額とかそういうようなことは、ここではちよつと言えないのでしょうか。

○青木政府参考人 今大臣から御答弁がございましたように、これは具体的な金額については地方、各都道府県ごとに設置されております地方の最低賃金審議会、これもまた公労使の三者構成になっておりますが、いわば労使の話し合いをするというところでございます。賃金の決定については、それぞれの地域の実情に応じて労使の十分な話し合いのもとでその決定をする、こういうシステムになっているところでございますので、具体的な金額については、その決定を踏まえて改定がなされることだと思っております。

○細川委員 だから、地方最賃審議会の中でこれまで一生懸命やってこられたと思つては、それだけでも、それが一円二円の世界で、それではだめだということであるんじゃないんですか。だから、今までじゃないんだ、だつたらどういふふうにするか、どれぐらい上がるんですかと私は具体的に聞いています。それは答えられないんですか。

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な金額の決定につきましては、これはアメリカを除いて多くの国でそうなんでありまして、審議会方式あるいは協約方式ということで、労使が参画をして決定をしているということでございます。したがって、そういう中において日本のシステムもそういうことになっているわけでございます。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、生活保護との整合性に配慮する、考慮をするという規定を法律上の要請としてきちんと明確にすること、それを踏まえて地方の最低賃金審議会が具体的な金額を決定していただくという仕組みになっております。

○細川委員 余り繰り返してもしようが、ありますが、きょう私は、最後にお聞きをいたしますけれども、これは内閣府の方からの説明があつたかと思つて、成長力底上げ戦略というのが今度できて、戦略構想チームというのができて、それで底上げをしていくということの中で最賃の問題も出てきているんです。成長力底上げ戦略、これを実施していくことにおいては円卓会議をつくるというふうに言っているんですけれども、その円卓会議と先ほど言つた地方最賃審議会、これとはどういう関係になるんですか。

○青木政府参考人 これは内閣府の方で御議論されているというふうに思っておりますけれども、この円卓会議については、これから具体的な中身、あり方を決めていくというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、これは賃金決定の話でございます。やはり労使の理解、労使のコンセンサスが極めて大事だ、そういう認識のもとにそういうものが構想されているというふうに思っております。

○細川委員 もう時間が来ましたから最後になります。

だけれども、成長力底上げ戦略チームの中には、厚生労働省の事務次官も入っておりますよ。どういう整合性があつてそれをやっていくのかという僕の質問に対して、全然答えられないじゃないですか。もつとこういうことをきちっと、出してくるときには、それこそ整合性を付けてやらないと、説明を受けたつてさっぱりわかりませんよ。

○青木政府参考人 円卓会議の方は、いわば、生産性の向上をして賃金の引き上げを行っていくというスケジュールを構想しているというふうに思っております。具体的には最低賃金を上げるということについては、地方の最低賃金審議会が具体的な金額を決めていただく。その前提として、生産性の向上でありますとか賃金の引き上げでありますとか、そういうことについての労使の大きな合意、コンセンサスをつくっていくということが円卓会議だと思っております。

○細川委員 これで終わりますが、円卓会議、地方にもつくるんです。ちゃんと書いてありますよ。それは円卓会議で最賃も決めていくというふうな書き方ですよ、この戦略チームは、全然違つたじゃないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれども、これから皆さんの法案がいろいろ出てくると思つては、またそのときにいろいろ議論もさせていただきますと思つております。きょうは、ほかにも質問を用意いたしました。準備もしていただきましたけれども、時間の関係で質問できません。その点についてはおわびを申し上げます。私の質問は終わります。ありがとうございます。

○増原委員 総理、どうもありがとうございます。

それで、今総理が御指摘になりました。要は、負の部分と言っておかしいんですが、勝ち組、負け組、競争すれば当然それは出てきます。しかし、その負け組、それが固定化してはいけないというところだと思えますね。そういう意味で、先ほど総理も触れられましたけれども、法律改正を含めていろいろ議論をしている、その提案をしてきているということがあります。

実は、きのう、おとといこの予算委員会の公聴会がありまして、公述人の方々からいろいろお聞きをいたしました。

大阪の商工会議所の副会頭の方、約三百人の従業員を持つていらっしゃる中小企業の方なんです、その方がおっしゃったのは、正規雇用を採用したいんだけど、自分たちのような中小企業には来てくれないんだということも言われていました。したがって、派遣とかあるいは外国人労働者の方々に来てもらわないと事業が維持できないんだという御意見もありました。

また一方において、これはキヤノンの派遣職員の方で、東京ユニオンに入っている方もいます。正規職員と同じようにずっと仕事をしてくれているのに、全く団体交渉権もなければ給与の格差も格段に多い、将来が極めて不安である、何とかここを是正してもらえないだろうか、本当に切なるお声もお聞きしたようなわけであります。

そうしたいいわゆる負の部分でありますけれども、確かに、マクロでは失業率は低下はしてきておりますけれども、個々のミクロで見ている場合には、まだまだ多数の問題があるのではないかと、こういうふうに思っております。

そういう意味で、最低賃金の改正を含めまして、これもやはり公述人の方なんですが、今、最低賃金は六百七十三円でしたか、これを千円にすればおよそ二兆数千億円の賃金が雇用者の中に入るんだというのを、ある労働組合の方が産業連関表を回して試算をされておりました。

いろいろな試算の仕方はあるんだと思いますが、いずれにしても、ニート、フリーターというのは、厚生労働省の統計では約二百万人ですか、それとか、派遣とかそれから請負とか、偽装請負に至っては何か言わんやというところがあるのでありますけれども、そういうの方々を入れれば三百万とか、いろいろ統計によつてございます、誤差があるのでありますけれども、やはりそういう方々に、いろいろなニーズはあるんだと思うんですが、正規の職員になりたい、こちらあたりをどのように吸い上げていくかというのが大きいのではないかと、こういうふうに思っております。

特に、ニート、フリーターという方々は、社会のセーフティネットであります年金額とかそういうものから漏れているわけですね。かつて、約三年前に、未納、未加入問題、未納三兄弟とかいって、聞いてみたら四兄弟というのもありましたけれども、いずれにしても、未納、未加入を現実につくっちゃうわけですね。月に五万円とか十万円で東京で暮らしているわけがない、そして、親のところからいろいろお世話になっておるわけですね。親が、これからは団塊の世代を中心としてリタイアしていくわけでありまして、そうすると、その基礎もなくなってくる。私は、非常に深刻な問題がそこにあるんだらうというふうに思います。

これに対しまして厚生労働大臣から御所見を伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣

最後に、最低賃金制度のお話がありました。最低賃金制度が、現在六百七十三円ということ、いろいろところで取りだされて、千円にしたら一遍に雇用者所得がふえるんじゃないかというふうなお話の引用もあって申されたんですが、私どもとしては、基本的に、これまでの枠組み、つまり、地域、地域でもって、公労使入った三者構成の最低賃金審議会というところでそれぞれの地域の生活の実情に合った最低賃金を決めていくということを尊重していきたい、このように考えているんですが、ここに二つ問題があって、それにしても、そもそも生活保護のレベルとどうなっているんだ、生活保護のレベルを下回るような最低賃金というのはどういふことなんだという御議論がありましたので、これとの整合性はしっかりとっていく。

それから、最低賃金を守らない人たちに對するいわばペナルティー、罰則、これもやや形式的なものでありますので、これらについてもはつきり引き上げをして、この最低賃金を遵守することについての遵守の精神というものをもうちょっと刺激し、現実には、その違反に対してはしっかりと遵守を担保するような制度を置いていきたい、このように考えているところでございます。

○糸川委員 それはぜひ定義をしていただかないと、ちまたではやはりワーキングプアという言葉が使われているわけですが、マスコミの間でもどこでもこのワーキングプアという言葉が使われているわけですが、ぜひそれは定義をしていただきたいなど。

もし、この底上げ戦略の中の、「ワーキングプア」の問題に正面から取り組む。「というふうに書いてしまっている以上、この言葉を使わないのであれば、ここになぜ使わなくなったのかということの説明を入れていただいた方が理解しやすいんじゃないかな。これを全部含んでいるんですけど、ということではなくて、そのように気を使っていた、だくというのも、思いやりのある政府になるんじゃないでしょうか。

そこで、ワーキングプアのこの問題の原因として、パートタイマー、フリーター、派遣労働者、こういう非正規雇用の増加が挙げられるわけですが、そして、この問題を解決するためには、これら非正規雇用の賃金の底上げが必要であるわけですが、これも、さまざまもうこの予算委員会でも議論されておりますけれども、その手段として最低賃金の引き上げが必要であるというふうにもう我々は考えているわけですが。

しかし、この最低賃金の現状を見てみますと、青森ですとか岩手、秋田、沖縄、この四県は時給が六百十円でございます。最高は東京の七百十九円でございます。仮に、この六百十円で一日八時間、そして一月三十二日間働いたとしまして、月に十万七千七百六十円しか得られないわけです。これでは、一生懸命働いても貧困から抜け出すことができない。これは、働いても働いてもいつの時代にもそういう人がいるのは仕方ないとおっしゃられるかもしれませんが、これはやはり何とかしなければならぬわけですね。

そこで政府は、今回に最低賃金法、これを提出され、地域別最低賃金の決定に際し、生活保護との整合性も考慮する、そういう決定基準を明確にするんだというふうにしておりますけれども、この最低賃金法の改正案というのは、最低賃金を引き上げることを念頭に置いたものというふうにか、考えてよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは厚生労働大臣からお答えをいたしますが、先ほど私が申し上げたのは、いわば、働いてもなかなか厳しい状況の方々がおられるのはいつの時代もそうだった。その方々がおられるのは仕方ないということも申し上げていない。そういう方々に光を当てていくというのは、これは当然政治の使命だ、こう思っています。

その中で、今、糸川委員が指摘をされたように、最低賃金、セーフティネットとして十分に機能しているかどうかということを見ますと、生活保護との水準、これが逆転をしているところもあるわけですが、そこはやはり、働きがいがある最低賃金にしていく必要も当然あるのではないかと、いかにかんがみ、私は、四十年ぶりのこれはいわば大改正をしなければいけないと思っております。

○柳澤国務大臣 具体的なことを補足申し上げますと、最低賃金の具体的な水準については、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものになります。

今回の法案が成立した際には、それぞれの都道府県の今申した地方最低賃金審議会において法の改正の趣旨に沿った議論が行われて、現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切な措置が講ぜられるものと思っておりますが、その方向は引き上げだということであると私は思っています。

○糸川委員 大臣、私は思っていますということでは、引き上げの方向ということではよろしいわけですね。

日本の最低賃金がイギリスやフランスと比較しても低いということですから、そうすると、今のこの最低賃金額というのが適正ではないという認識だということでもよろしいでしょうか。

例えば、日本の最低賃金の全国加重平均は六百七十三円でございます。イギリスやフランスの最低賃金は時給千円を超えておるわけでございます。アメリカにおきましても、この引き上げ法案が下院で可決しておるわけでございます。

ですから、そういう観点からも、今のこの日本の最低賃金という額が適正であると逆には思っていないんじゃないかと、再度御答弁いただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 大体ほかの国においても同様でございますけれども、最低賃金の決定は審議会の議を経る方式を採用しております。そういう国が多いわけでございます。我が国におきましても、公労使の三者により構成される地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定する、こういう方式が採用されているわけでございます。

したがって、このような最低賃金を、それぞれ国において労使も参加して決めたこととさせていただきますので、その具体的な水準を高いとか低いとかというふうに評価することはやはり適切でない、私どもは考えるわけでございます。

なお、今回に提出する改正法案におきましては、最低賃金制度が安全網として十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にすることとしたところがございます。これによって最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することとなる、このように考えている次第です。